

【報告会】「唐古・鍵遺跡の発掘成果」

日 時：4月23日（土）午後2時から3時

報告者：豆谷和之（田原本町教育委員会）

会 場：研修室

（田原本青垣生涯学習センター2F）

聴講者：65人



豆谷の報告

【講演会】「弥生時代の大形建物は神殿か否か？」

日 時：5月7日（土）午後2時から4時

講 師：秋山浩三（大阪文化財センター）

会 場：研修室

（田原本青垣生涯学習センター2F）

聴講者：100人



秋山氏の講演



観覧風景

(2) 秋季企画展「唐古・鍵遺跡と周辺の弥生遺跡」

内 容：唐古・鍵遺跡の周辺には、同時期に営まれた集落や墓が点在する。この展覧会では、こうした遺跡と唐古・鍵遺跡との関係にスポットをあて、唐古・鍵遺跡を中心とした弥生社会のありかたを考察した。

期 間：10月22日（土）～11月20日（日）

会 場：特別展示室

（田原本青垣生涯学習センター 2F 会議室）

観覧料：一般 200円(100) 高校・大学生100円(50)

※（ ）は20名以上の団体料金

入館者：980人（企画展のみ）



秋季企画展チラシ

【展示ケースの配置】



展示風景

【展示の構成と内容】(展示総数180点)

(I) 弥生村落の誕生

弥生時代前期の土器 (保津・宮古遺跡)

(II) 唐古・鍵ムラの祭祀空間

銅鐸形土製品 (清水風遺跡)

前漢鏡 (清水風遺跡)

朱の付着した土器 (清水風遺跡)

片広口鉢 (唐古・鍵遺跡)

多孔土器 (唐古・鍵、清水風遺跡) ほか



ケース②石器

(III) 絵画土器の広がり

絵画土器

(唐古・鍵、清水風、八尾九原遺跡、羽子田)



ケース③絵画土器

(IV) 指点集落の衰退

記号をもつ土器

(唐古・鍵、羽子田遺跡ほか)

古墳時代初頭の土器 (保津・宮古遺跡)

井戸に捨てられた木製品 (羽子田遺跡) ほか

(V) 唐古・鍵と周辺の墳墓群

中期前葉の供獻土器

(清水風、伴堂東、三河遺跡)

中期中葉の供獻土器

(阪手東、三河、羽子田遺跡)

後期後半の供獻土器

(唐古・鍵、法貴寺北遺跡)

土器棺 (唐古・鍵、法貴寺北遺跡)

土器棺出土の玉類 (唐古・鍵遺跡)



ケース④供獻土器

【借用資料一覧】

企画展の開催に伴い、下記の機関より5遺跡計50点の資料を借用した。

遺跡名	資料名	点数	所蔵機関
清水風遺跡 第1次	銅鋸形土製品	3点	奈良県立橿原考古学研究所
	鹿と建物を描いた水差形土器	1点	
	細頸壺	1点	
伴堂東遺跡 第1次	細頸壺	1点	
三河遺跡 第1次	供獻土器（広口長頸壺・無頸壺・大鉢・台付鉢）	4点	
羽子田遺跡 第20次	サスカイト（チップ）	27点	奈良県立橿原考古学研究所
	石鏃	2点	
	石劍	1点	
	供獻土器（広口長頸壺・無頸壺・壺・台付鉢）	4点	
法貴寺北遺跡 第1次	供獻土器 (高杯・広口壺・小形長頸壺・器台・長頸壺・壺)	6点	
	土器棺	1点	

【講演会】（「唐古・鍵支援隊」主催行事）

「唐古・鍵遺跡の墓域を考える」

日 時：10月29日（土）午後2時から4時

講 師：小池香津江

（奈良県立橿原考古学研究所 附属博物館）

会 場：研修室

（田原本青垣生涯学習センター2F）

参加者：74人



小池氏の講演

【遺跡ウォーク】

「唐古・鍵遺跡と周辺の弥生遺跡を歩く」

日 時：3月19日（日）午前10時から午後3時

コース：唐古・鍵考古学ミュージアム →

千万院・池神社 → ながめの丘公

園 → 唐古・鍵遺跡（昼食）、復元楼

閣見学 → 杵築神社、今里の浜 →

笠鉢山1号墳 → 羽子田遺跡 → 唐

古・鍵考古学ミュージアム（解散）

参加者：145名



遺跡ウォーク

(3) 夏季ミニ展示

田原本町内で発掘調査が行われた遺跡や出土品などを紹介し、郷土の歴史や文化財への関心や愛着を喚起する目的で「田原本の遺跡1 江戸時代の生活と文化 寺内町・平野氏陣屋跡」展を開催した。

内 容：平野氏によって築造された寺内町・平野氏陣屋跡の出土品を展示し、江戸時代の生活や文化を紹介した。

期 間：7月23日（土）～8月31日（水）

会 場：ミュージアム・エントランス

観覧料：無料

【展示の構成と内容】（展示総数67点）

(I) 江戸時代の田原本

『大和国十市郡田原本村図』

(II) 食す

焜炉・焙烙・塩焼壺・しゃもじ・磁器・

樟州窯系染付大鉢・土師器小皿

(III) 幕らす

煙管・火打ち石・灯明皿・下駄

(IV) 遊ぶ

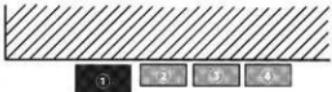
泥面子・面子（瓦・陶磁器転用）



夏季ミニ展示

【借用資料】

福岡洋介氏より『大和国十市郡田原本村図』を借用した。



①江戸時代の田原本 ②食す ③幕らす ④遊ぶ



ケース①『大和国十市郡田原本村図』

(4) 冬季ミニ展示

冬季ミニ展示として、「ミュージアムの収蔵品1 原始・古代の記号と文字」展を開催した。

内 容：唐古・鍵遺跡出土の記号文をもつ弥生土器や、ヘラ書き記号をもつ須恵器・埴輪、墨書き上器を展示し、原始から古代における記号や文字を紹介した。

期 間：1月28日（土）～2月26日（日）

会 場：ミュージアム・エントランス

観覧料：無料

【展示の構成と内容】（展示総数34点）

（I）弥生時代の記号

記号文土器（唐古・鍵遺跡）

（II）古墳時代の記号

記号をもつ円筒埴輪（小阪里中遺跡）

記号をもつ須恵器（帷鉢山古墳）

（III）歴史時代の文字

墨書きのある土師器（阪手北、帷鉢山古墳）

墨書きのある須恵器（十六面・薬王寺遺跡）



① ② ③

①弥生時代の記号 ②古墳時代の記号 ③歴史時代の文字



冬季ミニ展示



ケース①弥生時代の記号

(5) 写真展

復元楼閣の公開にあわせ、写真展「楼閣のある風景」を開催した。平成11年度に開催した写真コンテストの入賞作品15点、佐藤眞佐司氏撮影の楼閣の写真3点をパネル展示了。

期 間：3月4日（土）から3月26日（日）

会 場：ミュージアム・エントランス

観覧料：無料



写真展

6. 入館者

(1) 入館者数

平成17年度の入館者数は、12,020人である。前年度は11月24日に開館したため、比較は困難であるが、前年度の12月から3月までの入館者を比べると、本年度の入館者は約10%減少した。

開館 日数	有料入館者			無料入館者			合計	
	一般	高・大学生	15歳以下	身障者	招待券	その他		
4月	26	859 (307)	24 (0)	262 (38)	7	89	370	1,611 (345)
5月	26	1,047 (341)	81 (0)	461 (87)	76	75	452	2,192 (428)
6月	26	329 (75)	29 (20)	239 (104)	6	16	228	847 (199)
7月	27	346 (167)	21 (0)	248 (0)	25	17	167	824 (167)
8月	26	253 (0)	25 (0)	345 (0)	9	16	196	844 (0)
9月	26	293 (95)	21 (0)	199 (0)	10	6	101	627 (95)
10月	26	594 (180)	33 (0)	175 (0)	4	61	226	1,093 (180)
11月	27	563 (106)	81 (0)	318 (0)	24	47	853	1,886 (106)
12月	23	135 (26)	59 (0)	177 (0)	5	6	131	502 (26)
1月	23	101 (22)	10 (0)	126 (0)	4	7	95	343 (22)
2月	24	184 (44)	4 (0)	232 (0)	2	7	74	503 (44)
3月	27	284 (60)	13 (0)	278 (0)	5	10	158	748 (60)
合計	307	4,988 (1,423)	401 (20)	3,060 (229)	177	357	3,040	12,020 (1,672)

* () は団体入館者の人数

【平成16年との比較】

開館 日数	有料入館者			無料入館者			合計	
	一般	高・大学生	15歳以下	身障者	招待券	その他		
16年度	103	1,744	131	1,345	42	251	1,083	4,596
17年度	307	4,988	401	3,060	177	357	3,040	12,020
累計	410	6,732	532	4,405	219	608	4,123	16,616

* 16年度は、開館の11月24日から3月31日まで延べ103日間の入館者数

尚、本年度から開催、実施した企画展・無料入館日の入館者は、下記の通りである。

【企画展入館者】

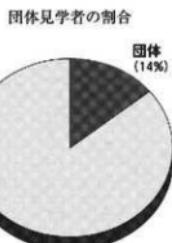
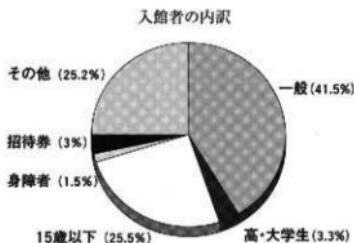
	有料入館者		無料入館者				合計
	一般	高・大学生	15歳以下	身障者	招待券	その他	
春季企画展	733	43	222	15	77	298	1,388
秋季企画展	349	31	104	5	42	449	980
合計	1,082	74	326	20	119	747	2,368

※ 本表「その他」の入館者数は、「親子無料入館日」・「関西文化の日」の無料入館者を含む。

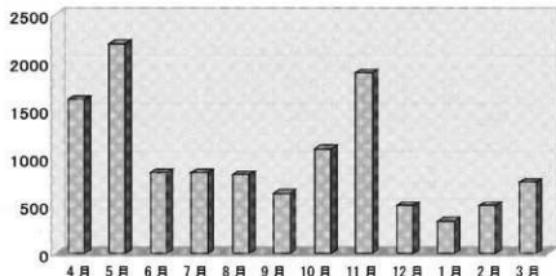
【無料入館日の入館者数】

実施日	内容	入館者数
5月5日（木）	親子無料入館日	207
11月19日（土）	関西文化の日	185
11月20日（日）	関西文化の日	374

※ 5月5日の対象は、親子あるいは保護者同伴の者。



入館者の月別推移



(2) 観察・研修での利用

平成17年は、18件197名を観察・研修の目的で受け入れた。内訳は下記の通りである。

下市生活学校（6月17日／21名）・島根県益田市市会議員（7月12日／7名）・川西町教育委員会（7月15日／2名）・桜井市小学校社会科部会（8月3日／11名）・奈良県議会国際文化観光学研都市推進対策委員会（8月12日／15名）・飛驒市行政職員（10月12日／13名）・東近江市文化財保護部会（10月20日／5名）・田原本町教育委員会他（10月26日／8名）・川西文化会（11月16日／29名）・河合町民大学古代史セミナー（11月16日／40名）・奈良県図書館協会（11月18日／22名）・羽曳野市立中央図書館（11月30日／5名）・山添村社会教育委員会議（12月15日／11名）・香芝市教頭会（12月16日／14名）・佐賀県教育庁 文化課（1月24日／1名）・奈良県歴史学会（1月26日／12名）・奈良県警少年サポートセンター（2月8日／1名）・日本図書館協会（2月28日／1名）・長崎県教育庁 原の辻遺跡調査事務所（3月15日／1名）

(3) 学校での利用

平成17年度は、15件463名を学校教育の一環として受け入れた。内訳は下記の通りである。

田原本東小学校 6年生（4月28日／40名）・花園大学考古学研究室（4月29日／16名）・奈良教育大学文化財コース（4月30日／25名）・大阪大学考古学研究室（5月11日／38名）・平野小学校 6年生（5月24日／55名）・式下中学校 1年生（5月31日／32名）・田原本北小学校 6年生（6月3日／44名）・大理大学 考古学研究室（6月18日／20名）・平野小学校 6年生（6月22日／68名）・県立志貴高校 2年生（6月22日／27名）・県立斑鳩高校 2年生（10月11日／40名）・金沢大学 考古学研究室（11月20日／31名）・関西文化芸術学院（12月21日／4名）・田原本町立南幼稚園（2月2日／35名）

(4) 国内・海外研究者の来館

坪井清足（4月13日）・和田翠（4月30日）・水野正好（5月22日）・井上洋一・大竹弘之（6月16日）・梅木謙一（6月30日）・深澤芳樹（8月18日）・白石太一郎（8月28日）・西山要一（9月25日）・石野博信（11月1日）・辰巳和弘（11月16日）・千田嘉博、野島稔（11月27日）・村上恭通（3月11日）の諸氏

韓国国立中央博物館 趙現鐘氏（5月29日）・韓国国立中央博物館 申大坤・朴威惠・李基星（6月16日）・韓国国立文化研究所 崔仁華（2月22日）の諸氏

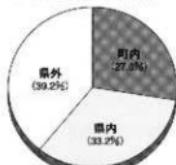
(5) 資料調査

4月23日	東京大学・大学院生	大型蛤刃石斧
5月24日	山田昌久（首都大学東京）	木製品
6月8日	Jane Oksbjerg (SOAS, University of London)	絵画土器
8月30日	金沢学院大学・学生	青銅器鑄型
10月25日	立命館大学・大学院生	円筒埴輪（祇園山1・2号墳他）
10月26日	深澤芳樹（奈良文化財研究所）	絵画土器
12月22日	須藤 隆（東北大）	前期弥生土器
3月14日	小林青樹（国学院大学樹木短期大学）	絵画土器

(6) 入館者アンケート

入館者アンケートを実施した。回答总数797、回答率6.3%。

入館者居住地の内訳



ミュージアムを知った情報源



※その他は、研修での利用（減免）・ボランティア研修などの来館者。

7. ホームページ

公式ホームページ<http://www.karako-kagi-arch-museum.jp/>を公開。内容は以下の通りである。

4月1日から3月31日までのアクセス件数は10,842件。

ご利用案内：ミュージアムの利用案内及び「団体見学申込書」(PDF版)を掲載。

交通案内：田原本町への交通アクセスと、田原本青垣生涯学習センターの周辺地図を掲載。

展示案内：展示室の概要を紹介。

収蔵資料検索：展示資料を中心とした資料検索（作成中）。

特別展・催し物：唐古・鍵考古学ミュージアムが開催する特別展・催し物の案内。

刊行物案内：これまで田原本町教育委員会が刊行した刊行物の案内。

ボランティア：「唐古・鍵遺跡の保存と活用を支援する会」（愛称：唐古・鍵支援隊）の概要を紹介。

唐古・鍵遺跡：田原本役場のホームページに掲載される、「国史跡唐古・鍵遺跡」へのリンク。

リンク：県内の博物館・展示施設・研究機関や、全国の弥生時代を主体とする博物館・展示施設・遺跡公園のリンク集。

8. 展示ボランティア・ガイド

唐古・鍵考古学ミュージアムの展示ボランティア・ガイドの運営については、「唐古・鍵支援隊」に依頼し、ガイド予定日の申請から配置日までの事務を実施してもらった。本年度のガイド実績及び、主な活動内容は下記のとおりである。

(1) ガイド実績

ボランティア・ガイドは、基本的にミュージアム開館日には毎日、常設展示室のガイドに当たった。午前・午後の2交替制とし、平日は各1人、土・日曜日は各2人で対応した。活動実績の詳細は下記の通りである。入館者の約3割がガイドを受けた。

	開館日	稼動日数	稼動人数	ガイド人数※1	入館者数
4月	26日	26日	103人	454人	1,611
5月	26日	26日	93人	442人	2,192
6月	26日	26日	98人	380人	847
7月	27日	27日	96人	381人	824
8月	26日	26日	90人	363人	844
9月	26日	26日	78人	255人	627
10月	26日	26日	81人	440人	1,093
11月	27日	27日	80人	441人	1,886
12月	23日	23日	51人	168人	502
1月	23日	23日	54人	125人	343
2月	24日	24日	53人	159人	503
3月	27日	27日	71人	231人	748
合計	307日	307日	948人	3,839人 (32%)※2	12,020

※1 ガイド人数は概数

※2 () 内は、ガイド数/入館者の割合



ガイド風景

(2) ボランティア・ガイドの運営と研修会

4月16日に「唐古・健支援隊」内にガイド専門部会を設置した。専門部会のメンバーは、会長、ボランティア・ガイド6名、学芸員で構成される。5月から毎月第1金曜日に、ガイドの運営の方向性を協議し、また、諸懸案の処理や対応に当たった。

また、平成16年度よりボランティア・ガイドの研修として、毎月「ガイドミーティング」を実施し、展示品についての補足説明や、来館者の苦情への対応について研修を行った。これらについては、6月の研修において総括を行ない、その後は3ヶ月に1回「ガイド研修会」と名称を変え、実施した。「ガイド研修会」とは別に、7月より毎週土・日曜日に学芸員との「考古学放談会」を実施し、ガイド研修の補足とした。

	内容	会場	参加者
4/16(土)	春季企画展 見学会	企画展示室	
5/21(土)	ガイドミーティング（入館者動向、Q&A）	会議室	22名
6/18(土)	ガイドミーティング（入館者動向、Q&A総括）	会議室	21名
9/10(土)	第1回 ガイド研修会 藤田三郎「唐古・健遺跡のお墓を考える」	視聴覚室	23名
12/17(土)	第2回 ガイド研修会 藤田三郎「唐古・健遺跡における弥生時代の植生と棲息動物」	会議室	24名
3/18(土)	第3回 ガイド研修会 藤田三郎「唐古・健ムラに運ばれた土器」	会議室	21名

(3) 田原本町内遺跡巡り

ボランティア・ガイドの研修として、町内の史跡等を見学した。また、当日は田原本町観光ボランティアの方を講師に招き、史跡等の研修を行った。

	コース	参加者※
10/18(金)	宮古薬師堂・孝靈神社・黒田大塚古墳・法楽寺	18名（2名）
11/9(水)	竹村邸・鏡作神社・安養寺・井第神社・箕鉢山古墳・羽子田遺跡	13名（3名）
11/20(日)	補嚴寺・木村邸・村屋神社・千万院・池神社	13名（1名）
2/22(火)	本光明寺・樂業寺・多神社・安樂寺・薦王寺（樟の巨樹）	14名（3名）

※（ ）内は観光ボランティアの参加者



黒田大塚古墳の見学（10/18）



竹村邸の見学（11/9）

(附編) 条例

田原本青垣生涯学習センター条例

目 次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 田原本町公民館（第6条～第20条）
- 第3章 弥生の里ホール（第21条～第23条）
- 第4章 唐古・鍵考古学ミュージアム（第24条～第30条）
- 第5章 田原本町立図書館（第31条～第36条）
- 第6章 雜則（第37条）

附 則

第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 本町は、町民の生涯学習及び交流の場を提供するとともに、生涯学習活動を総合的に支援し、本町における生涯学習の振興を図るため田原本青垣生涯学習センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称、位置及び施設)

名 称	田原本青垣生涯学習センター
位 置	田原本町人字阪手233番地の1

2 センターには次の施設を設置する。

- (1) 田原本町公民館
- (2) 弥生の里ホール
- (3) 唐古・鍵考古学ミュージアム
- (4) 田原本町立図書館

(事業)

第3条 センターは次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習に関する情報の収集及び提供に関する事項
- (2) 生涯学習に関する調査研究及び啓発に関する事項
- (3) 指導者等の養成及び研修に関する事項
- (4) 生涯学習に関する講座、講演会等の開催に関する事項
- (5) センターの施設の提供に関する事項
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

(禁止行為)

第4条 センターの敷地内で第2条第2項に規定する施設以外の場所においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、田原本町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること

(2) 乗として写真又は映画の撮影をすること

(3) 競技会、集会、展示会、博覧会、音楽会、興行その他これらに類する催しをすること

(管理)

第5条 センターは、教育委員会が管理する。

(第2章、第3章略)

第4章 唐古・鍵考古学ミュージアム

(趣旨)

第24条 田原本町の歴史に関する資料（以下「資料」という。）を収集し、保管及び調査研究を行うとともに当該資料を展示し、町民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的に設置する唐古・鍵考古学ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の利用等については、この章に定めるところによる。

(職員)

第25条 ミュージアムに館長、学芸員、その他必要な職員を置くことができる。

(観覧料)

第26条 ミュージアムに常時展示している展示物の観覧料は別表第3とする。

2 前項の規定にかかわらず、ミュージアムにおいて特別に展示する展示物の観覧料については、町長がその都度定めるものとする。

(観覧料の免除)

第27条 前条に定める観覧料は町長が特に必要があると認めるときは、これを免除することができる。

(観覧料の還付)

第28条 既納の観覧料は還付しない。

(入館の制限等)

第29条 ミュージアムへの入館等については第15条及び第19条の規定を準用する。この場合において、第15条中「公民館」とあるのは「ミュージアム」と、第19条中「施設等」とあるのは「施設等又は資料」とそれぞれ読み替えるものとする。

(資料の特別利用の許可)

第30条 ミュージアムの資料を学術研究等のため、撮影、模写、模造、熟観等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可にミュージアムの管理及び資料の保全のため必要な範囲において条件を付けることができる。

3 教育委員会は、特別利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、特別利用を許可しないものとする。

- (1) 資料の保全上支障があるとき
- (2) ミュージアムの管理上支障があるとき
- (3) その他教育委員会が必要と認めたとき

(第5章 略)

第6章 雜 則

(委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行日)

第1条 この条例は、平成16年11月24日から施行する。

（田原本町公民館条例の廃止）

第2条 田原本町公民館条例（昭和36年田原本町条例第21号）は廃止する。

（田原本町中央公民館使用条例の廃止）

第3条 田原本町中央公民館使用条例（昭和46年田原本町条例第4号）は廃止する。

（田原本町立図書館設置条例の廃止）

第4条 田原本町立図書館設置条例（昭和63年田原本町条例第3号）は廃止する。

備 考

1 祝日とは、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。

2 入場料等の額に2種類以上の異なる定めがあるときの使用料の額は、最も高額の入場料等の区分に係る料金とする。

3 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。

- (1) 入場料を徴収する場合
- (2) 会費又は協力金を徴収する場合
- (3) 会員制度により会員を招待する場合
- (4) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
- (5) 商品等の宣伝、展示販売その他営利目的又はこれらに準ずる行為をする場合
- (6) その他これらに準ずる場合

4 使用時間の繰上げ又は延長の時間は1時間（1時間未満は1時間とする。）を限度とする。ただし、延長は午後10時を超えてはならない。この場合において当該繰上げ又は延長の時間に係る使用料の額は、当該使用時間の区分による1時間当たりの使用料に100分の130を乗じて得た額とする。

5 使用区分の各時間区分の全時間にわたりホールを準備、後片付け又は練習のために使用する場合の使用料は規定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

6 部分使用とは、ホールの1階のみを使用する場合をいう。

7 算出した金額に10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。

8 附属設備等の使用料は、教育委員会が規則で定める額とする。

別表第3

区分	観 覧 料	
	通常展示の場合	特別展示の場合
個人	高校生・大学生等 一般	100円 200円
	50円	町長が その都度定める額
団体 20人以上	一般	150円

備考1 高校生・大学生等とは高校生、大学生及びこれらに準ずる者とする。

2 15歳以下の者は無料とする。

田原本町教育委員会規則第8号

唐古・鍵考古学ミュージアム管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田原本市生涯学習センター条例（平成16年9月田原本市条例第11号。以下「条例」という。）第38条の規定に基づき、唐古・鍵考古学ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の管理等に關し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

2 教育委員会が特に必要と認めるときは休館日を変更し、又は臨時に設けることができる。

(開館時間等)

第3条 ミュージアムの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館は午後4時30分までとする。

2 教育委員会は特に必要であると認めるときは、開館時間及び入館時間を変更することができる。

(観覧料の減免)

第4条 条例第27号の規定により観覧料を免除できる場合

及びその額は、次の各号に定める場合で当該各号に定める額とする。

(1) 身体障害者が、身体障害者手帳を提示したとき 全額

(2) 知的障害者が、療育手帳等公的機関が発行する証明書を提示したとき 全額

(3) 精神障害者が、精神障害者保険福祉手帳を提示したとき 全額

(4) 前3号において、身体障害者又は知的障害者又は精神障害者の介助人が入館するとき 全額

(5) 学校の教員が、学校における教育活動の目的で教員で在ることを説明する書面を提示するとき 全額

(6) 田原本町教育委員会と協力協定を締結した団体の会員が、当該団体の会員証を提示するとき 全額

(7) その他の教育長が、特別の理由があると認めたとき その都度定める額

(特別利用の許可申請等)

第5条 条例第30条の規定によりミュージアムの資料（以

下「資料」という。）の特別利用をしようとする者は、あらかじめ資料特別利用許可申請書（様式第1号-1）又は資料特別利用（出版掲載等）許可申請書（様式第1号-2）を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該資料が、第10条の既定によりミュージアムが寄託を受けている資料のときは、寄託者の承諾書を添付しなければならない。

- 2 前項の規定により許可したときは、資料特別利用許可書（様式第2号-1）又は資料特別利用（出版掲載等）許可書（様式第2号-2）を交付するものとする。
- 3 特別利用は、ミュージアム内の所定の場所において係員の指示に従って行わなければならぬ。
- 4 他の博物館、研究所その他教育長が適当と認める者は、前項の規定にかかわらず資料のミュージアム外貸出しを受けができるものとする。
- 5 前項の規定によるミュージアム外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ資料貸出許可申請書（様式第3号）を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該行為が第10条の既定によりミュージアムが寄託を受けている資料に係るときは、寄託者の承諾書を添付しなければならない。
- 6 前項の規定により許可したときは、資料貸出許可書（様式第4号）を交付するものとする。
- 7 教育長は、第2項及び前項に規定する許可に必要な条件を付すことができる。

(特別利用の制限)

第6条 教育長は次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しないものとする。

- (1) 特別利用によって資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき
- (2) 現に資料が展示されているとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めるとき
- 2 資料のミュージアム外貸出しの期間は、3ヶ月以内とする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。
- 3 教育長は、ミュージアムの都合により必要があるときは、資料の貸出期間であっても当該資料の返還を求めることができる。
- 4 教育長は、特別利用の許可を受けた者が、許可条件に違反したとき又は違反する恐れがあると認められるときは、特別利用許可を取り消し、利用の停止を命じることができる。

(損傷の届出等)

第7条 入館者は、ミュージアムへの入館に際し、ミュージアムの施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その旨を係員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(寄贈及び寄託)

- 第8条 ミュージアムは、その運営上必要があると認めるときは、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。ただし、資料を寄贈又は寄託しようとする者は、資料寄贈・寄託申込書（様式第5号）を教育長に提出し、その承諾を受けなければならない。
- 2 教育長は、前項の規定により、資料の寄贈又は寄託を受けたときは、資料を寄贈又は寄託した者に対して、資料受贈・受託書（様式第6号）を交付するものとする。
- 3 寄託者が、前2項により寄託した資料の返還を受けよ

うとするときは、寄託物返還申出書（様式第7号）に、前項の規定により交付を受けた資料受贈・受託書を添えて教育長に申し出なければならない。

- 4 寄贈及び寄託を受けた資料は、ミュージアムに所蔵する資料と同様の取り扱いをするものとする。

(その他)

- 第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年11月24日から施行する。

样式第1号

NAME	JOHN D. COOPER
ADDRESS	101 BAPTIST ST.
PHONE NO.	415-555-1234
TYPE OF BUSINESS	PHOTOGRAPHY
NUMBER OF EMPLOYEES	1
NUMBER OF PARTNERS	0
NUMBER OF SALARIED EMPLOYEES	0
NUMBER OF SELF-EMPLOYED	1
NUMBER OF FARMERS	0
NUMBER OF FISHERMEN	0
NUMBER OF MANUFACTURERS	0
NUMBER OF TRADES	0
NUMBER OF SERVICE INDUSTRIES	0
NUMBER OF RETAIL TRADE	0
NUMBER OF WHOLESALE TRADE	0
NUMBER OF PROFESSIONALS	0
NUMBER OF OFFICES	0
NUMBER OF BUSINESSES	1
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 1 MILE	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 2 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 3 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 4 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 5 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 6 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 7 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 8 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 9 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 10 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 11 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 12 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 13 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 14 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 15 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 16 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 17 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 18 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 19 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 20 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 21 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 22 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 23 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 24 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 25 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 26 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 27 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 28 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 29 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 30 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 31 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 32 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 33 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 34 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 35 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 36 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 37 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 38 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 39 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 40 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 41 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 42 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 43 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 44 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 45 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 46 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 47 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 48 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 49 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 50 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 51 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 52 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 53 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 54 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 55 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 56 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 57 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 58 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 59 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 60 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 61 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 62 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 63 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 64 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 65 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 66 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 67 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 68 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 69 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 70 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 71 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 72 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 73 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 74 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 75 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 76 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 77 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 78 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 79 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 80 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 81 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 82 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 83 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 84 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 85 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 86 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 87 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 88 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 89 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 90 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 91 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 92 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 93 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 94 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 95 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 96 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 97 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 98 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 99 MILES	0
NUMBER OF BUSINESSES WITHIN 100 MILES	0

様式第2号

模式第3号

模式第4号

様式第5号

樣式第6號

样式第7号

田原本町文化財調査年報15

2005年度

平成18年9月30日

編集発行 田原本町教育委員会
印 刷 株式会社明新社

